

二十三日午前九時半事務所發、先づ所管淡川警察署に至り減給問題に對し官吏の意向を正したるに、我等兩名の意を了せられ其順序及方法の實に堂々たる所あるに賞せられたり、依つて光村印刷株式會社に工場主側組合長松村宗太郎氏を問ふ

問 目下頻りに某工場主が印刷工賃を引下げざるべく活動しつゝありとの風説あり最も同志を募り然かる後組合に提出せむの下心なりと傳ふるが貴下として亦組合として御承知なるや如何

答 然れども昨年十二月役員會の砌、話題として此事出でたるも予は忽ちにして反對し切崩したりき

問 然れば今日の工賃を如何に解釋せらるゝや

答 抑も今日の勞働賃金なるものは經濟問題より打算したるもの否昇給したるものに非らずして、賦亂以來社會が勞働者を當然認めたる結果、今日に至りたるものなれば減給問題の如きは毫項有り得べき筈なく、私個人としては勿論、此問題を團體の力として決すべき性質の如きものに非ず

問 然れば此問題に對して貴下としては如何なる方法を講せらるゝ所存なるや

答 然らば最近に於て緊急役員會を開き各員の意見を發すること同時に、私としては工賃引下げに對しては大反對の行動を採るものなり

問 左れば最近開かるべき役員會に於て工賃引下げに賛成者多かるべきは、貴下にして如何の處置を採らるゝや

答 若し役員會に於て役員の大多数が工賃引下げに賛成せしむば、私としては組合長を辭職しても是れに反對し、亦是れに依り除名處分を受けることも、工賃引下げには賛成せざるべしと覺悟し居れり

問 若し役員會に於て役員の大多数が工賃引下げに賛成し、引下げ實行するにすれば最も我組合は是れに反對し、場合に依りては斷乎たる處置に出することあるべし、故に是れが未然に防がむたの開陳せしものなり

答 役員會に於て貴組合の意を通じ極力大々の反對説を明かすべし依て了解せられたし

因に工場主側組合長としては本問題に關しては最も誠意ある回答をせられたり

1906.3.30
東京印刷工會

命生ノ一唯等我ハ結團志同ヨク來

神戶市活版印刷職工諸氏ニ檄ス
起テヨ諸氏！眠ヲ醒セ我カ同志！

歐洲大亂終熄テ告グルヤ世界到處熾然トシテ無産階級ノ權利獲得ヲ叫ビ是ニ二件ノ勞働問題起リ莫ニ華府會議ヲ開キテ我國ニ於テハ四圍ノ事情アリト雖モ後進國タル印度ト同格ノ特殊國ニ決シ時間問題ハ尙早トナリ又曠々幾多ノ戰役ニ勝テ得テ諸工業ノ勃興ト共ニ五大強國ニ列シツ、モ特殊國トハ何タル事ゾ我國資本家及勞働者ハ此ノ特殊國ト云フコトヲ如何ニ見解スルヤ大ニ二點ヲ容ルル餘地アリト況シテヤ我神戶市活版印刷職工諸氏ニ於テヤ

華府會議ヲ退場セシ堂前君ハ如何ニ言ヒシゾ、我國ニハ勞働團體無キ爲メニ勞働者ノ主張ヲ貫徹スル見込ミナシ歸國ノ上勞働團體ノタメニ一層努力セムニ實ニ然カリ華府會議ニ非サルモ些少ナル職工ヲ使役スル工場ニ於テスマモ時々問題ノ惹起スル度ニ職工ノ讓歩、亦讓歩ノ有様ニテ全然職工得タリト云フニ力ヲ大ニ工場主ニ於テハ何故職工ノ要求ヲ充タシテ工程能率ノ増進ヲ圖ルトニ努メサルヤ之レ大ニ研究ヲ要スルナリ中ニハ工場主ニ舊思想ヲ有スルノ士ヲキニシモ非ラズ此際時勢ニ適應セラル我神戶市活版印刷職工組合ノ威力ヲ以テ此改造ノ春ニ當リ職工ヨリ工場主ニ新思想ヲ鼓吹セントス然レドモ威力大ナラザレバ亦讓歩ノ止ムナキニ至リヌベシ

於茲乎組合ノ擴張ヲ企圖セシ爲メ來ル二月十日組合員總會ヲ開キ擴張運動ヲ開始スルト同時ニ左ノ諸項ヲ決議セントス且ツ

過般東京、静岡、名古屋、京都、福井、金澤、敦賀、大津、長濱等ノ印刷界ヲ視察シ歸レルニ各常在幹事ノ報告アルニク諸氏奮ツテ御出席ヲシテコトヲ切望ス

- 一、組合長、副組合長、幹事長選舉ノ件
- 一、普通選舉實行期成請願ノ件
- 一、治安警察法第十七條改正請願ノ件
- 一、勞働組合法制定期成請願ノ件